



昭和42年2月1日京都市交通局公告（京都市交通局公印の印影について）の一部を次のように改正します。

令和4年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

改正前	改正後
5 部長等の印 (1)～(8) (略) (9) 企画総務部 <u>営業調査課長</u> の印  (10)～(26) (略)	5 部長等の印 (1)～(8) (略) (9) 企画総務部 <u>企画調査課長</u> の印  (10)～(26) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この公告は、令和4年4月1日から施行します。

(交通局企画総務部総務課)